

## 平成23年第6回美郷町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成23年7月15日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告（平成23年5月分）
  - 2) 公の施設の指定管理者監査の結果報告
  - 3) 第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告
  - 4) 平成22年度の経営状況及び平成23年度事業計画の報告
    - ・財団法人美郷町スポーツ振興事業団
- 第 4 町長の招集あいさつ
  - 議案上程・議案審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 5 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 6 議案第55号 財産の取得について
- 第 7 議案第56号 財産の取得について
- 第 8 議案第57号 財産の処分について
- 第 9 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第59号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第3号

### 追加議事日程第1

追加議案 発議第4号 美郷町農業委員の推薦について。

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	池田茂碁君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員会 事務局長	渋谷新一君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	須田喬君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第6回美郷町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番中村利昭君、7番吉野 久君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### ◎議長の諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月出納検査、平成23年5月分の報告がありました。2として、町の監査委員より公の施設の指定管理者監査の結果報告がありました。3として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成23年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告がありました。4として、町長より財団法人美郷町スポーツ振興事業団の平成22年度の経営状況及び平成23年度事業計画を説明する書類の提出がありました。それぞれその写しを皆さんのお

手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### ◎町長の招集あいさつ

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

---

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成23年第6回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会に当たり、行政報告並びに本日提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、6月23日から24日の大雨による被害の状況についてですが、農政課関係では冠水や浸水による水稻、大豆、トマトなどの被害面積は14.7ヘクタールとなっております。また、建設課関係では後三年駅東側の町道南谷地東山本線の一部が冠水したほか、あったか山温泉奥にある林道及び町道浪花高野線の路肩崩壊、町道真昼岳線では7カ所の土砂崩れや路肩崩壊が確認され、6月24日から全面通行止めとしております。なお、町道真昼岳線は通称峰越林道と言われているところです。

次に、大規模災害発生時における石油類、燃料の確保を図るため、秋田県石油商業組合大曲仙北支部と町は、7月5日付で災害時における石油類・燃料の供給に関する協定を締結いたしました。今後とも、各業界との協力体制を強化し、災害への対応強化を図ってまいります。

次に、平成22年度及び23年度の簡易水道料金及び農業集落排水使用料金で、このたび16件の過徴収が判明いたしました。原因は、冬季料金確認の際名義変更をされた方の冬期間の基本料金を控除しなかったもので、22年度で5人、過徴収額1万7,380円、23年度で11人、4万7,599円となっております。町では、関係者宅を訪問し、過徴収のおわびとご説明の上、7月末までには全額を還付いたします。関係者の皆様に、多大なご迷惑をおかけしましたことを心からおわび申し上げ

げ、今後このような事態が発生しないよう適切な事務を徹底してまいります。どうも済みませんでした。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

承認第8号専決処分事項の承認を求めることについてですが、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い専決処分した美郷町税条例の一部改正について報告し、承認を求めるものです。

議案第55号及び議案第56号財産の取得についてですが、除雪トラック及び防災資機材運搬車の取得に係る契約についてお諮りするものです。

議案第57号財産の処分についてですが、平成21年4月に秋田三和化成株式会社から取得した本堂城回字若林地内の工場を株式会社トクヤマに譲渡したく、お諮りするものです。

議案第58号工事請負契約の締結についてですが、美郷町光ファイバー網敷設工事について工事請負契約を締結したく、お諮りするものです。

議案第59号平成23年度美郷町一般会計補正予算第3号についてですが、旧三和化成工業工場建物売却等に伴う歳入の増額のほか、自主防災組織助成金の追加、堆肥センター修繕料の増額、六郷中学校の修学旅行における町のPR活動に対する助成経費の追加、坂本東嶽邸の母屋耐震改修に要する経費の追加及び真昼岳線災害復旧費の追加などによる歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。なお、詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

---

#### ◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 承認第8号 美郷町税条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。議案2ページをお開きいただきます。

専決処分書にありますとおり、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、並びに関係する政令、省令が本年6月30日に施行されました。これを受けまして、法律と条例の整合を図るため、直ちに改正を要する条項について専決処分を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、議案資料集1ページにあります新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

1ページにございます第26条以下3ページの第131条の3まででございますが、地方税法の一部改正を受けまして、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税について、正当な理由がなく申告を怠った場合の過料の額を、現行の3万円から10万円とするものでございます。また、引用する法律条文に変更がありましたので、所要の改正をあわせて行っております。

4ページをお開きいただきまして、附則第8条の2につきましては引用する法律が改正されたことに伴う改正でございます。

議案に戻っていただきまして、4ページをお開きいただきます。附則第1条では、改正後の条例施行日を地方税法の一部改正施行日と同日の本年6月30日としてございます。過料の額の改正につきましても、法律と同じく本年8月31日、附則第8条の改正規定につきましては、関係法律の施行の日としてございます。

第2条では、固定資産税についての経過措置を規定してございまして、平成23年度以後の年度分について適用することとし、附則第8条につきましては平成24年度以後の年度分について適用することとしてございます。

第3条では、罰則についての経過措置を規定してございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第8号についてこれより採決いたします。

お諮りします。承認第8号について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、表決

- 議長(高橋 猛君) 日程第6、議案第55号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- 議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長(小原正彦君) 議案第55号 財産の取得について説明いたします。

議案資料集5ページに契約書案、6ページに入札執行状況を記載してございます。本案件は入札不落となったために、入札最低価格者より見積書を徴収し、随意契約となった案件でございます。議案資料集6ページの入札執行状況により説明しますので、あわせてごらんをいただきたいと思っております。

除雪トラック(7トン)除雪専用車の購入に当たりまして、6月22日に指名競争により入札を執行しましたが、第1回再入札、2回の入札においても落札とならなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に切りかえ、入札最低価格者より見積書を徴収した結果、2,100万円で美郷町六郷のUDトラックスジャパン株式会社県南カスタマーセンターと随意契約をすることとなりましたので、契約に当たり議会の議決をすべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成23年12月15日です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

- 議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第55号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第55号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって議案第55号 財産の取得については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第7、議案第56号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第56号 財産の取得について説明いたします。

議案資料集7ページに契約書案、8ページに入札執行状況を記載しておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

防災資機材運搬車として軽ワゴン車3台の購入に当たり、7月6日に入札を執行した結果、733万9,500円で美郷町土崎の有限会社たかしな自動車に落札となりましたので、契約に当たり議会の議決にすべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成23年12月22日です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第56号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第56号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって議案第56号 財産の取得については原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第57号 財産の処分についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第57号 財産の処分について説明いたします。

議案資料集9ページから15ページにかけまして、普通財産建物の売買契約書案を掲載しておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思っております。

美郷町本堂城回字若林118番地2美郷町千畑工業団地内の平成21年4月に秋田三和化成株式会社より町が取得しました空工場2棟を、議案12ページの提案理由にありますよう商工業の振興及び雇用の維持拡大の目的で、東京都渋谷区に本社のある株式会社トクヤマに800万円で売り渡すもので、美郷町議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

なお、本契約につきましては7月8日に双方協議が整い、議案資料集9ページから15ページまでの契約書案のとおり仮契約をしてございます。また、土地につきましては、賃貸の契約の予定でございます。

以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第57号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第57号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって議案第57号 財産の処分については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第58号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第58号 工事請負契約の締結について説明いたします。

議案資料集16ページに契約書案、17ページに契約執行状況を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

美郷町情報通信基盤事業としての光ファイバー敷設工事について、光ブロードバンドサービスのための光ファイバーの敷設及び設計、並びにIRU方式による光ブロードバンドサービスの提供及び設備補修計画について、事業の特殊性・専門性から公募型プロポーザル方式により6月13日から6月20日までの期間で入札参加希望者を募ったところ、東日本電信電話株式会社秋田支店1社から応募があり、その企画提案について7月5日に副町長を委員長として関係課長等を委員として美郷町情報通信基盤整備事業者選定委員会においてその内容について審査評価を実施し、提案された企画内容が施設整備及び運営等が仕様等を満たしていることから、選定委員会において選定となったところでございます。

これを受けまして、町では2億7,300万円で秋田市の東日本電信電話株式会社秋田支店と契約をすることとなりましたので、契約に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分

に関する条例第2条の規定により、議会の議決も求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第58号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって議案第58号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第59号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第59号 平成23年度一般会計補正予算第3号について説明します。

今回の補正内容は、4,450万2,000円を追加するものでございます。

20ページをお願いします。「第2表 地方債補正」ですが、限度額を変更するもので、過疎対策事業債の限度額を3,420万円追加するものです。

詳細につきましては、歳入において説明いたします。

○総務課長（小原正彦君） 23ページをお願いいたします。歳入でございます。

15款1項1目1節土地貸付収入は、千畑工業団地の工場用地9,502.96平方メートルを株式会社トクヤマに貸し付けすることによる貸付収入でございます。

次の2項1目1節建物売払収入は、同じく千畑工業団地の町所有の工場2棟を株式会社トクヤマに売却することによる建物売り払いの収入でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 19款5項5目1節の自治総合センターコミュニティー助成金ですが、これは住民が結成した自主防災組織等が行う被害防止活動に直接資するものの整備に對しまして助成されるもので、塚自治会自主防災組織の事業計画が採択されましたので、増額補正をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 20款町債です。1項7目2節文化財保護事業債ですが、坂本東嶽邸母屋の耐震改修工事の財源として過疎対策事業債を充当するものです。

○教育施設課長（梅山正之君） 次に、24ページ歳出を説明させていただきます。

3款2項4目18節備品購入費でございますが、千畑保育園のゼロ歳児入園の増加に伴いますロッカー数に不足を生じましたために、収納ロッカーをお願いするものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 次に、6款1項7目11節修繕料でございますが、株式会社美郷の大地が指定管理している堆肥センターのもみ殻膨張軟化装置の心臓部でありますプッシャーに、6月中旬亀裂が入って使用できなくなっております。この装置は、堆肥原料のもみ殻にわずかな水分を加えながら高压高温で芯組織を破壊し、吸水性のよいもみ殻原料に変えるものであります。もみ殻の給水は6倍というふうになってございます。膨軟化もみ殻使用は良質な堆肥製造に大きな役割を果たしており、部品を交換するための予算補正をお願いするものであります。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 7款1項2目商工振興費9節は誘致企業への訪問等に係る普通旅費、11節も同じく企業誘致関連で企業との懇談会・企業訪問時に要する食糧費をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 8款2項2目は、6月24日の集中豪雨による町道真昼岳線通称峰越林道の補修に要する経費で、13節は路肩保護のため土のうの設置及び路面補修のための委託料です。16節は路面補修に要する碎石の購入経費の補正をお願いするものでございます。以上です。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 25ページ9款1項5目19節ですが、塚自治会自主防災組織が実施する防災活動に對し補助するもので、補正をお願いするものでございます。内容につきましては、AEDを導入した訓練や、冬季間において一人暮らしの高齢者や要援護者宅への緊急車両の通交を容易にするための除雪機の整備導入を行うものです。なお、今年度は2防災組織より事業

計画申請がありましたが、塚地区のみの採択となったものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費19節負担金補助及び交付金でございますが、特色ある学校事業費補助金として30万円の補正でございます。六郷中学校から修学旅行の最終日の9月3日に、当町と交流のある大田区のJR蒲田駅周辺で美郷町PR活動を実施したいので、町から支援をいただきたいという要請がありました。以前から、教育委員会としても中学生の大田区における活動や交流活動を考えておりましたので、美郷町のほり旗やラベンダー園のポプリ、美郷米等の費用として30万円を補正したものであります。

1項教育総務費 2目事務局費 9節旅費につきましては、その人的支援のための旅費でございます。この事業により、生徒のコミュニケーション能力の育成が図られるとともに、ふるさと美郷町の魅力を子どもたちは再認識するものと大いに期待しているところであります。

○生涯学習課長（小林宏和君） 5項 3目でございます。坂本東嶽邸母屋等の耐震改修関連予算の補正でございます。7節でございますが、施設所蔵品の搬出・工事完了後の搬入展示に要する賃金であります。13節は耐震改修工事の設計管理費を計上してございます。15節につきましては、母屋等を揚げ家しまして基礎工事の実施、それから耐震指数引き上げのためのしっくい壁の増設等に要する工事費を計上してございます。以上でございます。

○建設課長（照井智則君） 11款 2項 1目は、6月24日の集中豪雨により町道真昼岳線（通称峰越林道）において路肩の崩落や土砂崩れが発生したため、復旧のための国の災害査定を受けるために要する経費です。7節は、予算組みかえのため減額するものでございます。

26ページをお願いいたします。13節は災害査定に必要な7カ所の測量調査依託経費と被災箇所の草刈り作業の委託経費の補正をお願いするものでございます。以上です。

○企画財政課長（高橋 薫君） 14款予備費ですが、今回の補正財源の調整としたものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。14番、戸澤 勉君。

○14番（戸澤 勉君） 23ページ歳入についてお伺いいたします。

財産貸付収入で、トクヤマから工場の敷地についての貸付収入ということでございますが、これは今年度分の収入見込みと思いますが、年間にすると1年間ずつの契約なのか、また何年かにわたっての契約をして、年間どのくらいということになるのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回計上しておりますのは、7月15日本日契約をする予定でございます。議会の議決を得た後に契約をする予定でございますので、きょうから今年度分の歳入の予算と、それからこれまで6月17日から一時使用をしておりましたので、その分をあわせて計上してございます。したがって、今年度分という計上でございます。

それから、土地の貸し付けにつきましてはトクヤマとの協議の中で7年間の貸与を計画してございます。それぞれ予算は毎年度、年間89万1,371円で契約をする予定でございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第59号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第59号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時38分）

---

（午前10時39分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付しました追加日程表のとおり議案が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時40分)

---

(午前10時41分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎発議第4号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第1、発議第4号 美郷町農業委員の推薦についてを上程し、議題といたします。

発議を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） お諮りします。発議第4号のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号のとおり推薦することに決しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これもちまして平成23年第6回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時42分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成23年7月15日

美郷町議会議長      高 橋      猛

署 名 議 員      中 村 利 昭

署 名 議 員      吉 野      久